

防災・減災、国土強靱化対策の一層の推進を求める意見書

近年、全国各地で集中豪雨による大規模な自然災害が毎年のように発生しており、本県においても平成30年8月、令和元年10月、令和2年7月、本年8月と相次いで記録的な豪雨や局地的な大雨による災害に見舞われ、甚大な被害が発生している。

国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定して地方とともに集中的な対策を実施しているほか、災害が発生した際には権限代行による復旧事業等に迅速かつ機動的に取り組んでいる。本県においては、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」に基づき、国の5か年加速化対策等の予算を活用しながら取組みを進めているところである。

しかし、本年8月の豪雨等においては、対策実施済みの箇所では被害が抑止・軽減される一方、県民の安全・安心を脅かす被害が県内各所で多数発生しており、未対策箇所の整備の加速化や現在の5か年加速化対策等の後も見据えた中長期的かつ計画的な防災・減災、国土強靱化対策が求められている。

よって、国においては、頻発化・激甚化する自然災害を踏まえた対策を引き続き強化し、住民のいのちと暮らしを守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 県民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保すること。
- 2 地域経済を振興し、県民生活の質の向上を図るため、資材価格が高騰する中でも必要な社会資本整備・管理が安定的に進められるよう、十分な予算措置を行うこと。
- 3 河川の堆積土砂や支障木の撤去等に充当できる「緊急浚渫推進事業債」について、令和6年度までの対象期間後も継続して事業が実施できるよう、国土強靱化に必要な予算で措置すること。
- 4 近年の激甚化する自然災害にも耐えられるように施設機能を向上させる改良復旧事業について、引き続き十分な予算措置を行うこと。
- 5 国土強靱化対策の一環として、積雪寒冷地の舗装の老朽化対策、防雪柵の整備及び除雪機械の更新等の施設整備を着実に推進できるよう道路の雪寒対策に係る十分な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

細尾岸寺鈴齊谷谷松
田辻田田木藤
博秀文俊鉄公公博
之久雄稔一夫一一

殿殿殿殿殿殿殿殿

山形県議会議長 坂本貴美雄